

「農地の貸し借り」は 農地中間管理事業を 活用しましょう!

農地中間管理事業はこんな仕組みです!

出し手

- ◆ 公的機関（機構）が責任をもって農地を預かるので安心
- ◆ 賃借料は、機構から口座へ確実に振込むので安心
- ◆ 人・農地プランの担い手が耕作するので安心
- ◆ 契約期間が終わっても機構が継続借り入れ、又は農地をお返すので安心

農業をリタイアして
農地を貸したいけど...



詳しくは、後記の相談窓口へ

「人・農地プラン」
で地域の話し合い



機構が
借入れ

市町村
農業委員会
農協等



農地中間管理機構
(富山県農林水産公社)

担い手へ
貸付け

業務委託・連携等



担い手

意欲ある経営体に
農地を集積・集約化し
地域農業を活性化!

平成30年度 農地のおし手・担い手への支援

1 農地のおし手・地域へ支援

農業振興地域内の
農地に限ります!

【国の補助金】

(1) 経営転換協力金(農家個人へ支援、1回のみ)

交付要件 全ての自作地を10年以上機構に貸し付け(10a未満の自作地除く)、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること(注:自己都合で解約した場合は補助金返還の場合あり)
平成30年1月から12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象

交付対象者	新規貸付面積	交付単価
リタイアする農家、 経営転換する農家、 農地の相続人	1.42ha以下	3.5万円/10a
	1.43~2.0ha以下	50万円/戸
	2.0ha超	70万円/戸

(2) 耕作者集積協力金(農家個人へ支援)

交付要件 機構から担い手に貸し付けられた農地に隣接または、2筆以上の面的集積された農地を、新規に10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること
平成30年1月から12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象(1a未満切捨)

交付対象者	区分	交付単価
交付対象となる自ら耕作する農地を 機構に貸し付けた所有者	新規面積	0.5万円/10a以内
	新規面積以外	0.3万円/10a以内
交付対象となる農地が機構に 貸し付けられた時点の耕作者	新規面積以外	0.3万円/10a以内

注)表の赤字の金額が前年度と変更になった金額

(3) 地域集積協力金(担い手への地域集積・集約化を図る「地域」へ支援)

交付要件 地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
平成30年12月末までに、中間管理権を設定した農地が交付対象(1a未満切捨)

交付対象者	区分	交付単価
市町村内の地域で、 「人・農地プラン」の 地域内であること	新規面積※ 機構への総貸付割合 2割超5割以下 5割超8割以下 8割超	1.0万円/10a以内
		1.4万円/10a以内
		1.8万円/10a以内
	新規面積以外 機構への総貸付割合 2割超5割以下 5割超8割以下 8割超	0.5万円/10a以内
		0.7万円/10a以内
		0.9万円/10a以内

注)交付対象地域は、ポイントが40を超える地域(ポイント:新規面積+新規集約化(隣接する農地)面積/取組地域の全農地面積×100)

※「新規貸付面積」とは、機構に貸し付けた自作地のうち、貸付日までに1年以上自ら継続して耕作又は適正な管理(保安全管理)を行った農地の農地台帳面積

(1)~(3)までの協力金は、予算が不足する場合は減額される場合があります!

2 農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税軽減措置

- 対象者** ・所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者
- 軽減手法** ・新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中は1 / 2に軽減(所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く)
- ・設定期間が10年以上15年未満⇒ 3年間
 - ・設定期間が15年以上⇒ 5年間
- 実施時期** ・平成30年1月1日～12月31日までに機構に貸し付けた場合には、平成31年度に納付する固定資産税から適用
- ・特例の適用期限は、平成32年3月31日の貸し付けまで

3 担い手(経営体、認定農業者等)へ支援 【県・市町村の補助金】

平成30年度中山間地域等担い手農地集積支援モデル事業

中山間地域で、集落を越えて参入する担い手の経費を助成し、持続可能な営農体制を確立します。
事業期間は、平成30年度までです。

交付要件 50a以上の中山間地域等の農地を農地中間管理事業を通じて10年以上貸借、出し手・受け手による今後10年間の営農計画(経営効率プラン)の策定

交付対象者	事業内容	交付単価
集落を越えて中山間地域等に参入する担い手	基本助成(初年度のみ)	1万円/10a×補助率3/4
	転換助成(1作目の試験栽培のみ)	1万円/10a×補助率3/4

注)転換助成は、借入農地で新たな作物を試験栽培するための経費等を支援

4 Q&A もっと、いろいろ教えて!

Q1 どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか?

- A** 農業振興地域内に限ります。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。
- ①地域の農地の集積・集約化が進むこと
 - ②再生不能と判定された遊休農地でないこと
 - ③貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと
 - ④賃料が適切と判断されること
- (「人・農地プラン」の話合いの中で、当該農地を引き受け可能な担い手がいること)

Q2 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか?

- A** 機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に支払・徴収することとしています。H30年度の場合は、具体的には、
- ①担い手からの賃料の徴収は11月12日に、②出し手への賃料の支払は11月30日に行います。徴収・支払に支障がないよう、報告された金融機関口座の管理等をお願い致します。なお、相続等で金融口座を変更された場合は、変更届の提出をお願いします。

Q3 機構に農地を貸し付けた場合、土地改良区の賦課金の負担者はどうなるのでしょうか?

- A** 土地改良区の賦課金は、農地の所有者もしくは耕作者のいずれかに負担していただくこととなります。機構と農地の賃貸契約にあたっては、賦課金の負担者(所有者か耕作者)を明確にさせていただくこととしています。わからない点は、お気軽にご相談下さい。

Q4 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか？

A 地域ごとに作成されている「人・農地プラン」を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付ける事としていて、各市町村が作成した農地の配分案に基づき知事の認可を受け貸し付けます。

5 今後のスケジュール

項目	10月配分	11月配分	12月配分	3月配分	4月配分	5月配分
市町村へ提出	8月上旬頃	9月上旬頃	10月上旬頃	1月上旬頃	2月上旬頃	3月上旬頃
利用権設定日	10.31	11.30	12.31	H31.3.31	H31.4.30	H31.5.31

注)書類提出期限は、市町村担当課に確認してください

県内の相談窓口 ～お近くの相談窓口をご利用ください～

- 【事務関係】 公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395
(富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】 富山県農林水産部農業経営課経営体支援係 TEL 076-444-3266

市町村名	担当課名(電話番号)	関係機関(電話番号)
富山市	農政企画課 (076-443-2081)	○富山市担い手育成総合支援協議会 (076-443-2081)
高岡市	農業水産課 (0766-20-1308)	○高岡地域担い手育成総合支援協議会 (0766-20-1308)
魚津市	農林水産課 (0765-23-1032)	○魚津市農業再生協議会 (0765-23-1032)
氷見市	農林畜産課 (0766-74-8086)	○氷見市担い手育成支援協議会 (0766-74-8086)
滑川市	農林課 (076-475-2111)	○滑川市担い手育成総合支援協議会 (076-475-2111) ○公益財団法人滑川市農業公社 (076-476-0285)
黒部市	農業水産課 (0765-54-2603)	○黒部市農業再生協議会 (0765-54-2603)
砺波市	農業振興課 (0763-33-1111) (内線422~424)	○砺波市農業再生協議会 (0763-33-1111 内線 428)
小矢部市	農林課 (0766-67-1760) (内線424)	○小矢部市担い手育成総合支援協議会 (0766-67-1760 内線 424)
南砺市	農林課 (0763-23-2016)	○南砺市農業再生協議会 (0763-23-2016)
射水市	農林水産課 (0766-51-6677)	○射水市農業再生協議会 (0766-51-6678)
舟橋村	生活環境課 (076-464-1121) (内線22)	○舟橋村地域担い手育成総合支援協議会 (076-464-1121)
上市町	産業課 (076-472-1111) (内線322)	○上市町担い手育成総合支援協議会 (076-472-1111 内線 322)
立山町	農業委員会事務局 (076-462-9972)	○立山町地域担い手育成総合支援協議会 (076-462-9972)
入善町	○がんばる農政課 (0765-72-3821)	○公益財団法人入善町農業公社 (0765-74-9370)
朝日町	○農林水産課 (0765-83-1100)	○みな穂農業協同組合 あさひ支店(大家庄) (0765-83-3212) ○みな穂農業協同組合 あさひ支店(南保) (0765-83-1139)

注)○は公社から、契約(集積計画、配分計画等の書類作成)に係る事務や賃料の徴収・支払等の業務委託を受けています。